

## 外洋安全委員会からのお知らせ

<JSAF 外洋合同委員会 2013.2.3 - 4 沖縄県宜野湾>

### 目次

#### ■安全週間に関して

1.2013 春の安全週間（第 2 回）

#### ■JSAF 外洋特別規定に関して

2.JSAF 外洋特別規定の運用

2-1.レース主催者が行うべき事

2-2.参加者が行う事

3. JSAF 外洋特別規定解説講習会

#### ■VHF 無線局に関して

4.海岸局の運営

5.船舶局の海岸局へ加入

6.海上特殊無線技士（無線免許）取得

7.通信機器規制緩和への働きかけ

### 本文

#### ■安全週間に関して

1.2013 春の安全週間（第 2 回）

期間：2013 年 3 月 16 日（土）～24 日（日）

別紙：「2013 春の安全週間のご案内」（JOSC\_No\_004）およびパンフレット参照。

- ・案内文およびパンフレットは 2 月 5 日（火）までにメールにて加盟団体に送付する。
- ・A4 サイズパンフレットを作成。各加盟団体会員数程度を渡すので活用いただきたい。  
ボートショーの JSAF ブースにても配布予定。

## ■JSAF 外洋特別規定に関して

### 2.JSAF 外洋特別規定の運用（2011 年度発表内容と同じ）

#### 2-1.レース主催者が行うべき事

##### 1).レースへ適切に採用

- a).JSAF 外洋特別規定の基礎は ISAF が定めた国際的規定である。
- b).レースの公平性を保ちながらの事故防止、事故被害拡大の抑止、事故事後の対応など参加者や主催者にとって便益性が高い。
- c).採用時は第 2 章記載のレース条件に適したカテゴリーに注意。

##### 2).レース毎の確認の実施

下記のような例にて参加者が適用カテゴリーに合致しているか確認。

参加者への告知：レース公示に必要事項（適用規則、適用カテゴリー）を記載。

提出書類の準備：それぞれのレースに適した申告書（標準タイプ含む）を用意。

確認 1：申告書を受け取り、内容を確認。

確認 2：必要に応じてインスペクションを行う。

**【point】 申告書の提出も無しにして全て参加者の自己責任で行う方法もあるが、少なくとも申告書を提出&確認する方法を採用することを推奨する。**

##### 3).各ステップでの注意事項

参加者への告知：レース公示への記載例

JSAF 外洋特別規定を採用した場合、レース公示への記載例（「」内）。

a).規則の適用を記載→適用規則の項に：「JSAF 外洋特別規定 2012-2013」

b).適用カテゴリーを記載

→参加資格の項などに：「JSAF 外洋特別規定カテゴリー3 の規定を満たしていること。」

c).申告書の提出を記載

→参加申込の項または提出書類の項などに：（カテゴリー3 の場合）

「JSAF 外洋特別規定カテゴリー3 の申告書<標準タイプ>を提出。」

→複数クラスで適用カテゴリーが異なる場合は：

「参加資格を満たす JSAF 外洋特別規定申告書<標準タイプ>を提出。」

→申告書が標準タイプではなく当該レース専用を用いる場合は：

「当該レースの JSAF 外洋特別規定申告書を提出。」

**【point】 適用カテゴリーの項で「カテゴリー4 以上」などの「～以上」といった表現はしない。**

提出書類の準備：レースに適応した申告書の用意

標準タイプの申告書は適用カテゴリーの全項目を網羅していない。各レースにて特に確認しておくべき点などを抽出した申告書を用意することが望ましい。

#### 確認 1：申告書の内容を確認

参加者から提出された申告書の内容を確認。未記入や不備があれば事前に参加者に指摘し、適用カテゴリーに合致しているという有効な申告書を再提出してもらう必要が有る。

#### 【point】 提出された書類は内容を確認するためにある！

申告書は受け取ることが目的ではない。参加者は提出すれば良いというわけではない。内容を確認し適用カテゴリーに合致しているかどうかを判断するためである。

#### 確認 2：インスペクションの実施

主催者は可能な限りインスペクションを実施する。

#### 2-2.参加者が行う事

参加者がレースに参加するには、下記のステップが必要。

(詳細は、<http://www.jsaf-anzen.jp/1-10.html> 参照)

STEP-1：JSAF 外洋特別規定本文を入手する。

STEP-2：JSAF 外洋特別規定の本文を理解して、規定に適合させる。

STEP-3：参加するレースの JSAF 外洋特別規定申告書を入手する。

STEP-4：JSAF 外洋特別規定申告書に記入してレースに主催者に提出する。

STEP-5：レースにおいて、インスペクション（実艇確認）を受ける場合がある。

#### 3. JSAF 外洋特別規定解説講習会

2011 年度から実施している解説講習会を 2013 年度も実施。

詳細は JSAF 外洋安全委員会ホームページを参照 (<http://www.jsaf-anzen.jp/1-4.html>)

### ■VHF 無線局に関して

「JSAF 所属海岸局管理規程」と「JSAF 所属海岸局への加入・登録規程」の改訂を予定。JSAF 理事会の承認後となるが、2013 年 4 月 1 日施行の予定。

#### 【改訂の理由】

- i.所管委員会の消滅：規定を所管していた通信委員会が組織改編と共に無くなっている。
- ii.現状の実態と乖離：1999 年に制定されて以来、一切改訂されておらず現状の運用実態と大きく乖離している。
- iii.便益性の向上：規程を整備し、JSAF の財産である国際 VHF71ch・74ch を利用しやすくすることにより、会員の便益性向上を図る。

#### 【前提】

- i.国際 VHF71ch および 74ch は国から JSAF に使用を許可されたチャンネルである。
- ii.国際 VHF71ch および 74ch を使用するには、船舶局は海岸局へ加入しなければならない。

#### 4.海岸局の運営

「JSAF 所属海岸局管理規程」の改訂案（「無線海岸局の開局・維持・廃局規定」案参照）

##### 【改訂の骨子】

###### i.業務の分担の明確化

現規定では各無線海岸局の運営管理までも JSAF の規程で細かく定めていた。しかし無線海岸局の運営は費用面を含め加盟団体が行うこととなっており、実態もそうであった。従って、各無線海岸局の運営方法まで本規程で定めていても全く有用ではなかった。改訂案では JSAF と加盟団体それぞれの業務分担を明確化した。

- ・ **各無線海岸局の運営管理=加盟団体の業務**
- ・ **VHF71ch と 74ch 周波数の使用許可（海岸局開局の許可）=JSAF の業務**

##### 【主な改訂点】

###### i.タイトルの変更

規程内容の変更に伴い、その内容を端的に表すため「JSAF 所属海岸局管理規程」から「無線海岸局の開局・維持・廃局規定」へタイトル変更。

###### ii.海岸局の開局および廃局は所属加盟団体および特別加盟団体の任意とする。

開局する場合は JSAF に届け出て許可を得ること。廃局する場合は JSAF に届け出ること。

###### iii.無線海岸局の運用に関する細かな条項を全て削除。

ただし、法令に基づいた適正な運用を行うという条項は記載。（第 3 条参照。）

###### iv 財産権の非行使を明記。

71ch/74ch は JSAF に付与されたチャンネルのため、届出上無線海岸局の設備は JSAF の設備として登録される。しかし、無線海岸局の開局～維持～廃局に至る費用一切は当該加盟団体が負担することになっているため、設備機器等に関して JSAF はその財産権を行使しないことを記載。

#### 5.船舶局の海岸局へ加入

「JSAF 所属海岸局への加入・登録規程」の改訂案

（「無線海岸局への船舶局加入規程」案と「無線海岸局加入要領」案）参照

##### 【改訂の骨子】

i.不要な項目を排除し必要最低限の規程とすることで、わかりやすいものとする。

ii.現状の実態との整合性を図る。

##### 【主な改訂点】

###### i.タイトルの変更

規程内容の変更に伴い、その内容を端的に表すため「JSAF 所属海岸局への加入・登録規程」から「無線海岸局への船舶局加入規程」へタイトル変更。

###### ii.加入規程と加入要領に分割

加入条件などの規程部分と実際の事務手続き方法などを記載した「無線海岸局加入要領」の 2 つに分割。

加入手続きはかつての郵送、ファックス等から現在の web 登録に変更されたように時代のニーズに合わせて柔軟に変更する必要があるため。

### iii.加入費用の支払先

現行規程では初期費用（加入料+加入証明書発行手数料）は JSAF、年間利用料は艇が所属する加盟団体の収入となっていた。

新規規程案では利用料などを海岸局管理加盟団体への納入するように変更。

#### 費用の収入先

加入費用の内訳	JSAF 登録艇	現規程	改訂案
加入料	0 円	JSAF	加入海岸局の加盟団体
加入証明書発行手数料	3,000 円	JSAF	加入海岸局の加盟団体
利用料*1	2,000 円/年	艇所属の加盟団体	加入海岸局の加盟団体

#### 費用の収入先

加入費用の内訳	JSAF 非登録艇	現規程	改訂案
加入料	10,000 円	JSAF	JSAF
加入証明書発行手数料	3,000 円	JSAF	JSAF
利用料*1	10,000 円/年	艇所属の加盟団体	加入海岸局の加盟団体

\*1.利用料は 5 年分一括支払い。

\*2.現在加入費用の無料キャンペーン中（2015 年度まで予定）につき、JSAF 登録艇は 0 円。

## 6.海上特殊無線技士（無線免許）取得

民間業者との割引契約（舵社主催講習会=JSAF メンバーは 10%オフ）は継続予定。2011 年度からの利用者は 29 名。

## 7.通信機器規制緩和への働きかけ

昨年度に引き続き、海外では安価で簡易に使用可能な通信機器（例、Yellowbrick、SPOT SATELITE MESSENGER）や PLB を日本国内でも安価で簡易に使用可能できるような働きかけを実施していく。全国海難防止強調運動実行委員会会議（船舶関連団体・海上保安庁・総務省・国土交通省・水産省など出席）などで提議。

Yellowbrick <http://www.yellowbrick-tracking.com/>

SPOT SATELITE MESSENGER <http://www.findmespot.com/en/>

以上

2013年2月2日  
JSAF 外洋安全委員会

JSAF 加盟団体 各位

JSAF 特別加盟団体 各位

### 「2013 春の安全週間のご案内」

謹啓

各加盟団体におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、公益財団法人日本セーリング連盟外洋安全委員会では今年度（2012 年度）から、春と秋の年2回に「安全週間」を設けることとしました。昨年の9月日～9日に第1回の秋の安全週間運動を実施しましたが、今春も同様に春の安全週間運動を実施します。

レースに参加する場合に限らず、艇の航行にあたっては安全に留意することは当たり前のことですが、備品の点検整備や落水救助を初めとする種々の訓練などは、慣れなどから忘れがちな点でもあります。そこで「安全週間」運動をPRすることにより、外洋艇での航行における安全に対する意識を改めて思い起こしていただくことを目的としています。

本案内あるいは添付のパンフレットなどを貴団体のホームページへの掲載、ハーバーにて掲示や配布、メール添付で案内するなどして、貴団体の会員にこの「安全週間」運動をPRいただき、セーラー各自の安全意識の向上＝事故防止にご協力いただけることをお願いいたします。

注) 安全は通年において航行の度に気をつけるべき事で、安全週間だけ気をつければよいというものでもありません。

安全週間の目的：セーラー全般に安全航行に対する思想の普及・浸透を図り、点検整備を習慣付けるとともに、帆走能力や荒天帆走能力あるいは落水救助などの訓練を推進することにより、海難事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 「2013 春の安全週間」

期 間：2013年3月16日（土）～24日（日）

主テーマ：事前の「点検と訓練」

艇の構造や装備、艀装、安全備品などの点検整備を行い常に使える状態にしておく。  
装備や備品の搭載位置を確認し、備品の使い方や荒天帆走、落水救助といった事前の訓練を実施すること。

以上

2013 春の安全週間

3月16日 ± ~ 24日

やってますか？事前の

# 点検と訓練



photo by JUNICHI HIRAI

## 点検

艇の構造や装備、艤装、安全備品などの点検整備を行い常に使える状態にしましょう。

- 安全備品等の搭載忘れはありませんか？
- 膨張式ライフジャケットの定期点検していますか？
- マストやライフラインなど艇の装備や構造物を定期的に点検していますか？
- 点検整備は、安全週間に限らず年間を通じてまめに実施しましょう。



photo by KIYAMU TAKAHASHI

## 訓練

備品の搭載位置や使い方を把握しましょう。  
荒天帆走、落水救助などの訓練をしましょう。

- 備品は搭載位置の把握だけでなく、その使い方も事前に学習していますか？
- 通常帆走の練習以外に荒天帆走時の訓練していますか？
- 落水時の救助訓練を実施していますか？
- 事故を防ぐための練習と事故が起きた場合の対応といった、ソフト面の訓練を実施しましょう。



JAPAN  
SAILING  
FEDERATION

公益財団法人 日本セーリング連盟

外洋安全委員会ホームページ <http://www.jsaf-anzen.jp/index.html>

## 無線海岸局の開局・維持・廃局規程（案）

1999年4月1日制定

2013年〇月〇日改正

本規程は、無線海岸局の開局・維持・廃局について定めるもので、（公財）日本セーリング連盟（以下 JSAF という）外洋安全委員会が主管する。

### 第1条（目的）

本規程は、JSAF が日本国からその使用を認可された国際 VHF 無線通信システムにおける 71ch および 74ch を使用する無線海岸局（以下 JSAF 海岸局という）の開局・維持・廃局に関する規程である。

### 第2条（開局）

1 JSAF 海岸局の開局にあたっては以下の条件を満たすこと。

- (1) JSAF または JSAF に加盟する団体（加盟団体・特別加盟団体）であること。
- (2) JSAF に加盟する団体（加盟団体・特別加盟団体）が開局する場合は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上 JSAF へ提出し、主管委員会の承認を得ること。

2 申請の内容に変更があった場合は、速やかに以下の手続きを行うこと。

- (1) 所定の用紙に変更事項を記入の上 JSAF へ提出し、主管委員会の承認を得ること。

### 第3条（維持）

1 JSAF 海岸局の維持運営一切は、設置する当該団体が行うこと。

2 JSAF 海岸局は、電波法および関連する諸法令に基づいた適正な運用を行うこと。

(1) 法令違反の運用を行ったと認められた場合、海岸局免許の返納を含めた措置を行う場合がある。

### 第4条（廃局）

1 JSAF 海岸局廃局を行う場合は、所定の用紙に必要事項を記入の上、JSAF へ提出すること。

### 第5条（費用と財産）

1 JSAF 海岸局の開局・維持・廃局に掛かる以下の諸費用一切は、設置する当該団体が負担するものとする。

- (1) 無線局免許申請費用、電波利用料
- (2) 無線機器の購入、設置、維持、修理費用
- (3) 局舎の賃貸料、維持費用（電気、水道、ガス費用など）、設備費用（机や椅子など）
- (4) 局舎および機器の損害保険料
- (5) その他無線海岸局の維持に必要な費用

2 JSAF 海岸局の免許状において機器等の登録は全て JSAF 名義となるが、機器等の財産権は無線海岸局を設置する当該団体に所属するものとし、JSAF はその財産権一切を行使しない。

第6条（附則）

1 本規程は1999年4月1日より施行される。

2 本規程の条項について改正することが相当と認められるに至った場合、主管委員会は当該条項の改正案を発議することができる。

3 本規程の改正

(1) JSAF 理事会の承認があった日（2013年〇月〇日）より施行する。

## (財)日本セーリング連盟 J S A F 所属海岸局管理規定

J S A F 通信委員会

本規定は、J S A F 所属海岸局（以下海岸局）の運営および運用に関する規定であり、同海岸局の設備をもって通信を行う時は、電波法に基づく運用を行い、かつ本規定を遵守すべきものと定める。

## 1. 管理・運営の責任の所在

海岸局の設備管理、運営は J S A F 外洋本部通信委員会（以下通信委員会）が行う。

但し同部会各支部所在地の海岸局の日常運営については、通信委員会と当該支部間で協議し、文書をもって取り決め、同支部通信委員会に委託する。

## 1-1 海岸局の管理（設備管理者）

局舎および無線機器、アンテナ、備品等設備の管理は支部通信委員会（委員長）に任命された者が行う。

## 1-2 海岸局の運用（局長）

選任者の中から、支部通信委員長が1名任命し、運用の責任者とする。

## 1-3 これらの氏名は、海岸局内に明示すると共に、関係者に文書で伝達されなければならない。

## 2. 設備管理者の職務

2-1 海岸局の局舎およびアンテナ設備等の日常の保守管理を行う。

2-2 局舎内の無線設備の保守および修理の依頼を行う。

2-3 監督官庁に提出を必要とする書類の作成および提出。

2-3-1 海岸局に関連して対外的に提出する書類の作成。

2-3-2 定められた定期検査の受験、免許更新に関する手続き。

2-3-3 設備・運用要員に対する保険の付補手続きの実施。

## 3. 運用管理者（局長）と選任従事者の職務

3-1 局長は選任された従事者の監督者として、日常のオペレーションがスムーズに行えるよう配慮する。

3-2 選任従事者は、通信を行う前に無線設備の日常点検を行い、円滑な通信を心がける。

## 3-3 日常の通信

3-3-1 運用に当たっては、予めその予定を支部通信委員長、局長に届け出て、了解を得ておく。

3-3-2 通信を行うに当たっては2名以上のオペレータを配置する事が望ましい。

3-3-3 レースに関連する運用は、当該レース・コミッティの委託を受けて行う。

3-3-4 コミッティから指定された通信時間の少なくとも30分以上前に局舎に到着し、通信時間終了後も15分間は使用した周波数で聴取する事。

3-3-5 レース以外の通信で遭難、緊急、安全通信を受けた場合は、直ちに最寄りの海上保安庁に連絡するなど適切な処置をとること。またレース中のこれらの通信は直ちにレース・コミッティに連絡する。

3-3-6 2MHz帯の運用時は、沈黙時間を守る事。

3-3-7 通信終了後は、都度業務日誌に通信の内容を記載すること。

3-3-8 その他電波法を遵守し、常に円滑な運用を心掛け、交信艇の状況を把握し、簡潔にして親切な応答を行う。

3-3-9 その他支部通信委員長、局長またはこれに代わるものの指示事項を守る事。

## 4. 運用時間

4-1 (1) レース・コミッティから委託を受けた無線通信を必要とする期間、時間。

(2) その他設定された時間。（出来るだけ通信の習熟を目的とした運用を心掛ける）

例) 土曜日、日曜日、祭日の10:00~18:00

4-2 各海岸局の運用についての詳細は、別途定めてよい。

4-2-1 エヌオーオールシーおたるヨット

## 【参考資料-1】

- 4-2-2 みさきヨット
- 4-2-3 みやけヨット
- 4-2-4 ちたヨット
- 4-2-5 宮津ヨット
- 4-2-6 淡輪ヨット
- 4-2-7 ひろしまヨット
- 4-2-8 はかたヨット
- 4-2-9 かごしまヨット
- 4-2-10 さつまいおうじまヨット
- 4-2-11 ぎのわんまりーなヨット

### 4-3 運用の内容

#### 4-3-1 レースコミッティより委託を受けた場合の運用。

- 1) ロールコールの実施
- 2) レース状況把握と伝達
  - ・各艇の位置と状況
  - ・海域の状況
  - ・コミッティからの情報
- 3) 気象海象関係情報の入手と伝達
- 4) 緊急時の関係機関への連絡
- 5) その他レースコミッティの要請を受け選任従事者が必要と判断した事項

#### 4-3-2 日常の運用

- 1) 船舶局との送受信感度の確認
- 2) 気象海象情報の入手と伝達
- 3) 緊急時の関係機関への連絡

#### 4-3-3 その他禁止・制限等

- 1) 電波法に基づく緊急を要する場合を除き、免許状記載以外の通信はしてはならない。

## 5. 遠隔操作

整えられた遠隔装置については、その取り扱いを正しく行い、その操作については、事故・トラブルを想定した送信所、通信所の位置・関係を関連レース・コミッティに周知して置く。

## 6. 運用の委託と経費

レース運営における通信は、レース・コミッティの要請を受けてその運用に当たり、運用に掛かるオペレータの交通費、飲食費は、当該レースの支出とする。

交通費は、(一例として)一律2千円、食費は一日当たり最低3千円を標準とする。

会員以外の従事者を選任し、その運用を委託する事があるが、その費用については上記金額に準じて予め決定し、委託先、当該レース・コミッティの了解を得て置くこと。

この場合、少なくとも1週間以上前までにスケジュールの調整を行う。

その他日常的な運用を外部に依頼する場合については、別途定めることとする。

## 7. 運営に掛かる諸費用

これらについては、原則各支部負担とする。

免許関係 各種検査、更新に係るもの

局舎関係 局舎として使用する建物の賃貸料。(また局舎所在地の土地に対する賃料を含む)

光熱費他 電気、水道、ガス、電話、録音機、筆記具、FAX、コピー、電球等消耗品、

休憩所として使用する設備の賃貸料。

損害保険料

## 8. その他

その他日常的な運営を外部に依頼する場合については、別途定めることとする。

以上

【参考資料-1】

通信委員会の組織と任務

(財)日本セーリング連盟会員の通信関係事項便宜のためJ S A F外洋本部通信委員および各支部通信委員長で構成される通信委員会を設ける。また必要に応じて、支部フリートに通信委員をおく。

各海岸局は、J S A F外洋本部通信委員会の管理の基に、各支部通信委員会がその日常運営を行う。海岸局の運営に掛かる経費は、設備の新設、増設・変更に関してはJ S A F外洋本部通信委員会が中心に、また日常の運営に掛かるものは、各所在支部の費用で賄うものとする。

J S A F外洋本部通信委員会および支部通信委員会には、適宜次の役職者を置く。兼務を問わない。

委員長 通信委員会を総括し、通信委員会に関わる遂行責任者として、監督官庁との折衝を行う。  
またヨットの通信の発展に関し必要な具申を行う。  
また委員会を召集して必要事項の討議、決定を行い、理事会に報告する。

副委員長 委員長を補佐し、委員長不在の場合は代行する。

予算担当 委員会の予算を管理し、年度末に報告書を委員長に提出する。

海岸局担当 (設備管理者) 海岸局の設備全般の保守点検を行い、海岸局に関わる報告書の作成、定期検査に係わることを処理する。

海岸局担当 (局長) 海岸局オペレータの指導、監督および運用の責任者。

普及担当 無線従事者資格取得を推進する。講習会、勉強会の斡旋、開催をもって従事者を育成する。

広報担当 委員会の活動状況を主に会報を通じて会員に知らせる。

機材担当 主にヨットで使用する無線機の機器開発を担当し、メーカーとの折衝を行う。

庶務担当 所属の名簿作成、無線局申請書のひな型の作成、工事業者との折衝、委員会議事録の作成、その他庶務事務を行う。

以上

公益財団法人日本セーリング連盟

## 無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程（案）

1999年4月1日制定

2013年〇月〇日改正

本規程は、無線海岸局への船舶局加入について定めるもので、（公財）日本セーリング連盟（以下 JSAF に略）外洋安全委員会が主管する。

## 第1条（目的）

本規程は、JSAF が設置する無線海岸局（以下 JSAF 海岸局という）を通信の相手方として交信を行う船舶局に関する規程である。

## 第2条（加入条件・加入申請）

1 JSAF 海岸局へ加入にあたっては以下のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) JSAF に艇登録済みの船舶であること。
- (2) JSAF 海岸局に加入を希望する船舶で、主管委員会が加入を承認した船舶。

2 JSAF 海岸局への加入手続きは以下の通りとする。

- (1) 別途定める「無線海岸局（JSAF 海岸局）加入要領」に基づいた手続きを行い、JSAF 海岸局加入証明書の交付を受けること。
- (2) JSAF 海岸局への加入手続きそのものは、無線局免許申請書に前項の JSAF 海岸局加入証明書を添えて該当する総合通信局へ申請し、当該船舶局免許状が交付されて完了する。
- (3) JSAF 海岸局へ加入した船舶局は、船舶局開局後に総務省から交付される船舶局免許状の写しを主管委員会に提出しなければならない。

## 第3条（変更・継続・抹消）

1 JSAF 海岸局へ加入申請内容から変更があった場合は以下の通りとする。

- (1) 所有者または艇名以外の変更があった場合は、所定の書面に必要事項を記入の上、速やかに主管委員会に提出すること。

2 以下に該当する場合は、JSAF 海岸局への加入は抹消される。いずれの場合も所定の書面に必要事項を記入の上、速やかに主管委員会に提出すること。

- (1) 所有者または艇名の変更があった場合。
- (2) 第2条1項の加入条件から外れた場合。
- (3) 加入済みの船舶局から抹消届けが提出された場合。

3 JSAF 海岸局加入証明書の有効期限を超えて船舶局の加入を継続する場合は、改めて第2条に基づく手続きを行うものとする。

#### 第4条（船舶局の運用）

1 船舶局の運用においては、電波法および関連する諸法令に基づいた適正な運用を行うこと。

- (1) 法令違反の運用を行ったと認められた場合、JSAF 海岸局加入の継続を承認しないなどの措置を行う場合がある。

#### 第5条（加入費用）

1 JSAF 海岸局への加入費用は、別途定める「無線海岸局加入要領」の通りとする。

#### 第6条（附則）

1 本規程は 1999 年 4 月 1 日より施行される。

2 本規程の条項について改正することが相当と認められるに至った場合、主管委員会は当該条項の改正案を発議することができる。

3 本規程の改正

- (1) JSAF 理事会の承認があった日（2013 年〇月〇日）より施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟

## 無線海岸局（JSAF 海岸局）加入要領（案）

2013 年〇月〇日制定

本要領は、JSAF が設置する無線海岸局（以下 JSAF 海岸局という）へ船舶局が加入する場合の手続きおよび費用を定めるもので、（公財）日本セーリング連盟（以下 JSAF に略）外洋安全委員会が主管する。

### 1 加入証明書発行手順

- (1) 「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 1 (1) 項に該当する船舶（以下 JSAF 登録艇という）が申請する場合。
  - ① JSAF 登録艇で加入を希望する者は、JSAF 海岸局加入証明書発行申請書に必要事項を記入し、加入を希望する JSAF 海岸局管理団体（別表 1 参照）へ送付する。
  - ② JSAF 海岸局管理団体の担当者は記載内容を確認して JSAF へ提出する。
  - ③ 交付された加入証明書は JSAF から JSAF 海岸局管理団体へ送付される。JSAF 海岸局管理団体の担当者は、申請のあった加入希望者へ送付すること。
  - ④ JSAF 海岸局へ加入した船舶局は、船舶局開局後に総務省から交付される船舶局免許状の写しを主管委員会に提出しなければならない。（「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 2 (3) 参照。）
- (2) 「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 1 (2) 項に該当する船舶（以下 JSAF 非登録艇という）が申請する場合。
  - ① JSAF 非登録艇で加入を希望する者は、JSAF 海岸局加入証明書発行申請書に必要事項を記入し、主管委員会へ提出する。
  - ② 主管委員会は加入申請の可否を判断し加入を承認した場合、加入証明書は主管委員会から申請のあった加入希望者へ送付すること。
  - ③ JSAF 海岸局へ加入した船舶局は、船舶局開局後に総務省から交付される船舶局免許状の写しを主管委員会に提出しなければならない。（「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 2 (3) 参照。）
  - ④ 主管委員会は受け取った船舶局免許状の写しを添えて一時預かりした利用料を、加入した JSAF 海岸局管理団体へ送金すること。

### 2 加入費用の内訳

- (1) JSAF 海岸局への加入費用は以下の 3 つから構成されている。
  - ① 加入料：初めての加入時に必要な費用。
  - ② 利用料：JSAF 海岸局との交信可能な免許状利用費用。
  - ③ 加入証明書発行手数料：加入証明書発行に掛かる費用。
- (2) 加入費用の支払い条件および返金
  - ①-1. 加入料は、継続して加入する場合は不要である。
  - ①-2. 加入料は、「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 3 条 2 項に該当し

て加入が抹消された後に、改めて加入する場合は初めての加入として必要となる。

- ②-1. 利用料は、加入申請時に 5 年間分を一括納入とする。
  - ②-2. 加入証明書有効期限内に加入が抹消されても、入金された利用料は返金されない。
- (3) 加入費用は以下の通りとする。

- ①加入料：JSAF 登録艇 0 円  
JSAF 非登録艇 10,000 円
  - ②利用料：JSAF 登録艇 2,000 円/1 年間（5 年分 10,000 円一括納入）  
JSAF 非登録艇 10,000 円/1 年間（5 年分 50,000 円一括納入）
  - ③加入証明書発行手数料：JSAF 登録艇 3,000 円  
JSAF 非登録艇 3,000 円
- (4) 加入費用の受領先は以下の通りとする。
- ①JSAF 登録艇の加入費用一切は船舶局が加入した JSAF 海岸局管理団体が受領する。
  - ②JSAF 非登録艇の加入料と加入証明書発行手数料は JSAF が、利用料は船舶局が加入した JSAF 海岸局管理団体が受領する。

### 3 改正

- (1) 本要領の条項について改正することが相当と認められるに至った場合、主管委員会は当該条項の改正することができる。
- (2) 本要領は 2013 年〇月〇日より施行される。

(別表 1)

JSAF 海岸局管理団体。( ) 内は団体コード番号

- 1. おおしまヨット=外洋東京湾 (105)
- 2. みさきヨット=外洋三崎 (106) /三浦外洋セーリングクラブ (107) /外洋湘南 (108)  
\*みさきヨットに加入希望の場合、上記三団体のいずれか一つを選択して申請すること。
- 3. ちたヨット=外洋東海 (110)
- 4. たんのわヨット=淡輪ヨットクラブ
- 5. ひろしまヨット=外洋西内海 (113)
- 6. かがしまヨット=外洋南九州 (115)
- 7. さつまいおうじまヨット=外洋南九州 (115)
- 8. ぎのわんまりーなヨット=外洋沖縄 (116)



年 月 日

J S A F 御中

### 海岸局加入証明書発行申請

私(加入申請人)は、登録規定に基づき J S A F 所属海岸局(国際VHF)へ加入致したく、発行手数料、加入・登録料、利用料を添えて、加入証明書の発行を申請致します。なお海岸局運営のための最低限な加入者情報の利用および公開に同意します。また開局後は速やかに免許状(と非登録艇は船検)の写しの送付を約束致します。

加入申請人 住所 〒 \_\_\_\_\_  
 (注1)(免許人)

フリガナ  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印 Tel. \_\_\_\_\_

申請代理人 住所 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印 Tel. \_\_\_\_\_

フリガナ (注3) 艇名(注2)		主たる停泊港	
		セールNO.	
フリガナ 船舶所有者 (注2)			
住所 (注2) TEL(緊急連絡先)	〒	TEL .	
フリガナ (注4) 船舶運行者			
住所 TEL(緊急連絡先)	〒		
運用周波数	中短波/短波(SSB)	国際VHF	マリンVHF(加入海岸局名) (注5)
無線機器メーカー及び型式		施工者及び 開局代行者	
免許の別	新設免許	変更	再免許 免許継承(注6)
主利用海岸局	小樽 三崎 大島 三宅 知多 宮津 淡輪 広島 博多 鹿児島 薩摩硫黄島 宜野湾		
提出先 総合通信局	北海道・東北・関東・信越・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄		

- (注1) 加入は登録艇、非登録艇とも可能。加入申請人(免許人)は、船舶局免許を受ける個人・法人。
- (注2) 艇名、主たる停泊港、船舶所有者・運行者の氏名・住所TELは、船検証書通り記載の事。
- (注3) 艇名のフリガナは、和名・英名とも読みをカタカナで表記すること。
- (注4) 船舶運行者とは、船舶所有者から用船または運行を委任された者で、免許申請時に運行確認書等が必要となる。フリガナは、カタカナで表記すること。
- (注5) マリンVHFで加入の場合は、別途同海岸局へ加入しないと、そのチャンネルは許可されません。
- (注6) 所有権移転等による船舶局の継承の場合は、新たな加入が必要。

加入証明書； 加入申請人住所 or 申請代理人住所 or 下記住所  
 送付先 〒 \_\_\_\_\_